

直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和7年度 第405号 直売所を核とした持続可能な農村創出 DX 推進事業

2. 業務目的

明日香村内3か所の直売所の売上は約4億円にのぼり、村内の8割以上の生産者の主たる出荷先として、重要な役割を果たしている。加えて、直売所は村民の就労の場、農産物等の購入の場、観光客の利用も多く、村の情報・魅力発信の場、観光交流の場にもなっているが、近年農産物の需要と供給のミスマッチによる販売機会の損失や、出荷量の減少等により、売上額が停滞・減少している。

そのため本業務では ICT 等の技術を用いて直売所と生産者を連携する機能を有する在庫管理及び精算システムを構築することによって、農政上の課題に貢献する仕組みの構築に向けた実証事業を行い、直売所を核とした農村における「生活」「農」「観光」の循環の創出を目指すことを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4. 業務内容

(1) システムの開発

受託者は次の機能を有するシステムを開発する。

① 求める機能等

- ア. 直売所にある農産物等の在庫を把握し、直売所・生産者等でその情報を共有する機能
- イ. 直売所の運営や事務等を効率化する機能
- ウ. 生産者等の、出荷業務を効率化する機能、出荷・生産意欲の向上に資する機能
- エ. 消費者と直売所・生産者間のコミュニケーション機能

② 開発条件等

- ・ レジ精算や生産者等への支払い事務等について、直売所の既存システムと同程度以上の機能を前提とすること。
- ・ 直売所や生産者等の意向を十分把握し、誰もが利用しやすいものを開発すること。
- ・ メンテナンス等も考慮し、導入可能なランニングコストであること。
- ・ 実証実験を踏まえて、令和8年度からの本格導入が可能であること。

(2) プレ実証事業の実施

受託者は、以下の内容によるプレ実証実験を行う。

① 実施概要

想定時期：令和7年10月頃 30日間

実施場所：あすか夢販売所

システム導入のモニター：直売所スタッフ、直売所に出荷する生産者等30名程度

② 事業内容

- ・（１）で開発したシステムを直売所に導入し、対象者を限って試験運用する。なお、店舗運営に支障をきたさないようにすること。
- ・ プレ実証事業に係る経費はすべて受託者が負担する。
- ・ 直売所スタッフ・モニター等に対して、予めシステムの使用方法についての説明会を行うなど円滑なシステム運用に努め、プレ実証事業中を通じて運用をサポートすること。
- ・ モニターの募集は、明日香村、直売所と調整の上で受託者が行う。
- ・ プレ実証事業を通じて、システムの効果検証と改善点の把握を行う。なお、直売所や生産者等、消費者に対する意向調査を踏まえるものとする。

③ システムの改善

- ・ ②を踏まえて、システム自体、また、システム運用面において、必要な改善を図る。

（３）実証事業の実施

受託者は、以下の内容による実証実験を行う。

① 実施概要

想定時期：令和７年１２月～令和８年２月中旬まで

実施場所：あすか夢販売所

システム導入の対象：直売所に出荷するすべての生産者（100 名程度）

② 事業内容

- ・（２）のプレ実証事業後に必要な改善を施したシステムを、あすか夢販売所に導入して試験運用する。
- ・ 留意点等は、プレ実証事業と同様とする。
- ・ 明日香村と協議の上、実証事業について広報・PR を支援すること。

③ システムの改善

- ・ ②を踏まえて、システム自体、また、システム運用面において、必要な改善を図る。

（４）次年度に向けた検討

受託者は、次年度に向けて以下の検討を行い、その内容を取りまとめる。

① 事業全体を通じたシステムの効果検証

- ・ 直売所、生産者等、消費者など各利用者意向の分析や、既存システム等とのコスト比較などを行う。

② 本格導入後のロードマップの検討

- ・ 実証実験を通じて得た知見を踏まえて、本格導入後のロードマップの充実を図る。

（５）プロジェクト会議等の開催

① プロジェクト会議

- ・ 明日香産業課、農事組合法人ふるさと明日香（直売所運営者）、一般財団法人明日香村地域振興公社、生産者等で構成するプロジェクト会議を立ち上げる。なお、必要に応じて構成員を拡

充する場合がある。

- ・ 業務期間を通じて、数回程度開催する。
- ・ 受託者は配布資料、議事録の作成等の運営支援を行う。

③ 打ち合わせ協議等

- ・ 受託者は、本業務の内容及び範囲について、明日香産業課、農事組合法人ふるさと明日香と十分に打ち合わせを行うものとする。
- ・ また、本業務の進捗状況に関して、随時、明日香産業課と共有するとともに、本業務における打ち合わせ及び協議した事項について、議事録を作成して明日香産業課に提出するものとする。

(6) 報告書等の作成

- ・ (1)～(5)を踏まえた業務報告書を作成する。
- ・ なお、本事業は国の過疎地域持続的発展支援事業を活用しており、本事業の実施については、当該補助事業の公募要領の要件を満たすとともに、業務執行にあたり必要な各種会議体の運営や事業関連データ・実績報告書の作成・提出への協力を行うこと。

5. 成果品

(1) 業務報告書 2 部

※提出書類は任意の形態での提出を可とする。データ形式は PDF 及びオリジナルデータ (Excel、Word、PowerPoint) を CD 媒体にて提出すること。

6. 成果品納入場所

明日香村役場 明日香産業課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21

7. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た事項、個人情報については、第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に掲載している業務の全部を第三者に委託してはならない。再委託(再々委託を含む)がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、明日香産業課の承認を得ること。